

## 共済組合加入者に係る互助会会員資格の適用区分

令和4年10月1日

任用区分	共済組合員種別	互助会会員資格
任期の定めのない常勤職員	一般組合員	○
任期付職員	一般組合員	○
再任用職員	一般組合員	○
臨時的任用職員	一般又は短期組合員	○
会計年度任用職員（12月超）	一般組合員	○
会計年度任用職員（12月以内）	短期組合員	×
会計年度任用職員（パートタイム）	短期組合員	×
任期付短時間職員	短期組合員	×
再任用短時間職員	短期組合員	×

※上記以外の任用区分については、お問い合わせください。